

平成28年労第442号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月から昭和○年○月まではA会社、昭和○年○月から昭和○年○月まではB会社において、石綿等を取り扱う業務に合計約○年間従事していた。その後、複数の事業場を転々とし、C所在のD工務店を最終事業場として、平成○年○月までの間、土木作業員としてコンクリートのはつり等の作業に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、E病院に受診し、「アスベスト肺」と診断され、同年○月○日付けで労働局長から「じん肺管理区分管理1、PR0、療養否」と決定された。その後、平成○年○月○日、F病院に受診し、「石綿肺」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、石綿ばく露作業に従事したことより本件疾病を発症した旨を主張しているので、以下、検討する。

(1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(2) 石綿ばく露歴について

請求人の申立て及び健康管理手帳の記載内容から、決定書理由に説示のとおり、請求人は、断続的に約〇年間、石綿にばく露する作業に従事していたものと判断する。

(3) 本件疾病の療養の必要性について

ア 平成〇年〇月〇日付け「じん肺管理区分決定通知書」によれば、請求人は、じん肺管理区分として「管理区分1」、療養の要否「否」と決定されており、以後、変更はない。

イ 健康管理手帳の健康診断記録によると、平成〇年〇月のみ「追加検診要」で追加検診を受けているが、判定は「異常あり、再検不要、療養不要」とされており、その他の記録は「異常あり、再検不要、追加検診不要、要観察」との判定がなされているところであり、療養が「要」とされる検診記録は認められない。

また、F病院の診療費請求内訳書及び請求人の申述によれば、治療内容は診察のみであり、検査、投薬は認められず、療養を行っているとは認められない。

ウ G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、「診断名 胸膜プラーク」と診断されている。

エ H医師の平成〇年〇月〇日付け鑑定書によると、要旨、胸部X線写真において、左胸膜プラークを認めるものの、合併症を示唆する所見はみられないとされている。

オ 以上のとおり、請求人には左胸膜プラークが認められるものの、じん肺管理区分は「管理1」であり、合併症の所見はないものと判断することが相当である。

(4) 以上のことから、認定基準によれば、疾病名が石綿肺の場合、業務上疾病として取り扱われる疾病は、じん肺管理区分4に該当する石綿肺及び石綿肺に合併した5疾病（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支炎拡張症、続発性気胸）とされているところ、決定書理由に説示のとおり、本件疾病はそのいずれにも該当しないことから、認定基準に示された「石綿による疾病」には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。